

## 玄海町告示第 4 号

### せり売り公告について

せり売りを実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

玄海町長 脇山 伸太郎

#### 1 せり売りの件名

令和7年度 庁舎会議室椅子売却

#### 2 売却物品

名称	数量	製造元
会議室椅子	17 脚	不明

#### 3 せり売り参加に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 239 条第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 玄海町民であること又は玄海町内に本社、本店、支社、支店、営業所若しくは営業所等を有する法人であること。

#### 4 せり売り参加申込み

- (1) 申込書類
  - ①「せり売り参加申込書(様式1)」
  - ②「誓約書(様式2)」
  - ③「委任状(様式3)」(代理人が参加の場合)
- (2) 受付期日及び場所
  - ①受付期日 令和8年2月 14 日(土) 13 時 30 分～13 時 50 分
  - ②受付場所 玄海町役場 3階 第3、4会議室

## 5 物品下見会の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月9日(月)、10日(火)の9時00分～12時00分、  
13時00分～17時00分  
10日(火)は19時までとする。  
ただし、下見会への参加希望者は事前に総務課管財係に連絡すること。
- (2) 場所 玄海町役場 4階 大会議室

## 6 せり売り執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月14日(土) 14時00分～  
(2) 場所 玄海町役場 3階 第3、4会議室

## 7 せり売り保証金

免除

## 8 契約書の作成の要否

否

## 9 せり売り当日の流れ及び確認事項等

- (1) 受付
- ①せり売りについて説明を受けた後、
    - ・「せり売り参加申込書(様式1)」「誓約書(様式2)」「委任状(様式3)」(代理人が参加の場合)を提出すること。
    - ・本人確認ができるもの(免許証・マイナンバーカード等写真付きのもの)を提示すること。
- (2) 買受人の決定
- ①せり売り開始時刻は、14時00分とする。
  - ②せり売り開始価格は予定価格(税抜)に消費税及び地方消費税を合計した価格とする。
  - ③参加者による金額の提示は、入札形式によるものとする。一度行った入札は、入札者の都合による取消し及び変更はできない。この時、「提示価格」は消費税及び地方消費税を含めた額とすること。
  - ④入札書投函後の金額は撤回できない。

## 10 買受人及び金額の決定

- ①最高額を提示した人を買受人とする。ただし、最高額が同額となった場合は、くじ引きで買受人を決定する。

②提示価格(消費税を含む。)を「売却価格」とする。

#### 11 せり売りの無効

本告示に示した「3 せり売り参加に必要な資格」を満たしていないものが提示した金額は無効とする。

#### 12 物品の引渡し及び引取り

①引渡し 代金の納付確認後、物品を引き渡す。

②引取り せり売りにより取得された物品については、買受人の責任において引取ること。  
なお、引取りにおいて発生した事故等については、町は一切の責任を負わない。

当該物品の引取りに係る費用については、買受人が負担すること。

#### 13 売却代金の納入期限

令和8年2月 14 日(土) 15 時 00 分

#### 14 その他

- ①玄海町は、売却物品について契約不適合責任を負わない。全て現状販売とする。
- ②一度納付いただいた代金は、理由の如何を問わず、返金できない。
- ③一度引き渡しされた物品は、返品、交換はできない。